

訂正後	訂正前
6－1. 管理技術者・主任技術者の資格要件 管理技術者並びに主任技術者の資格要件は次による。 また、建築士については、建築士法第 22 条の 2 の講習の課程を修了した者とする（6－2，6－3において同じ）。 ○建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ）による一級建築士 ・建築士法による一級建築士または二級建築士 ・建築士法による建築設備士 ・（ ） なお、主任技術者は本業務を総括する管理技術者をサポートする役割を担い、管理技術者と担当技術者を兼ねることはできない	6－1. 管理技術者の資格要件 管理技術者の資格要件は次による。また、建築士については、建築士法第 22 条の 2 の講習の課程を修了した者とする（6－2，6－3において同じ）。 ○建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ）による一級建築士 ・建築士法による一級建築士または二級建築士 ・建築士法による建築設備士 ・（ ）